

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和7年8月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2500004号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2500010号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年4月30日から同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

昭和58年4月30日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和58年4月30日から同年5月1日までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年4月30日から同年5月1日まで

私は、請求期間においてA社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業所の回答等から総合的に判断すると、請求者は、請求期間においてA社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、昭和58年3月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届(以下「資格喪失届」という。)を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、請求期間について、事業主が資格喪失年月日を昭和58年5月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年4月30日を資格喪失年月日として資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、そ

の後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。